

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（機関故障） |
| 発生日時 | 令和5年6月16日 12時00分ごろ |
| 発生場所 | 山口県下関市彦島福浦町北西方沖 下関福浦防波堤灯台から真方位324° 760m付近 （概位 北緯33° 55.6′ 東経130° 53.7′） |
| インシデントの概要 | プレジャーボート ^{ほくと} 北斗は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和5年7月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 北斗、5トン未満（長さ6.67m） 291-16698山口、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力13.24kW、回転数 毎分3,200、3気筒、ボア72.0mm、使用燃料軽油、昭和56 年2月進水 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期 |
| インシデントの経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、関門港西山区福浦地区の係留地を出航し、漂流や移動を繰り返しながら釣りを行った後、主機を停止して漂流中、船長が帰航しようと主機の始動操作を行ったが始動できなかった。</p> <p>船長は、原因を調べたが分からず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇にえい航された後、水難救済会の救助船に引き継がれて出航地に戻った。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者による調査が行われ、主機付属のオルタネータ（交流発電機）とバッテリーを繋ぐケーブルの陽極と陰極が逆に接続された状態で使用されてオルタネータ（交流発電機）が故障し、バッテリーが正常に充電されず過放電状態となったことが判明し、オルタネータが新替えされた。</p> <p>船長は、本インシデントの3日前に自身でバッテリーを交換していた。</p> |
| 分析 | 本船は、オルタネータとバッテリーを繋ぐケーブルの陽極と陰極が逆に接続された状態で使用されたことから、オルタネータが故障し、バッテリーが正常に充電されず過放電状態となり主機が始動できなく |

| | |
|-------|---|
| | <p>なって運航不能となったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本インシデントは、本船がオルタネータとバッテリーを繋ぐケーブルの陽極と陰極が逆に接続された状態で使用されたため、オルタネータが故障し、バッテリーが正常に充電されず過放電状態となり、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、バッテリーの交換を行う場合は、電極を確認した上で接続すること。 ・ 船長は、バッテリーの過放電によって主機が始動できない場合に急急的に対応できるよう、ジャンプスターターや予備バッテリーなどを備えておくことが望ましい。 |